

平成 19 年 2 月 19 日

被告「最終準備書面」の概要（東京地裁・損害賠償請求事件）

独立行政法人日本原子力研究開発機構

1. はじめに

- (1) 本件訴訟は、平成 7 年 12 月のナトリウム漏えい事故にかかわるビデオ問題の調査に当たり、平成 8 年 1 月 12 日にビデオ問題の調査結果の公表に関して行われた 3 回の記者会見のうち第 3 回記者会見に出席した動力炉・核燃料開発事業団（動燃）の総務部次長（以下「総務部次長」という。）が、翌 13 日早朝、宿泊先のホテルで飛び降り自殺したことについて、総務部次長の自殺が動燃の安全配慮義務違反によるものであるか否かを争点とするものである。
- (2) 判例は、安全配慮義務違反を主張する原告に、義務の内容を特定し、かつ、義務違反該当事実を主張・立証する責任があるとしている。しかし、原告は、動燃が負うべきという安全配慮義務の内容を具体的に特定せず、また、安全配慮義務違反に該当する事実を具体的に主張・立証していない。
- (3) 総務部次長が従事していた業務と自殺との間には相当因果関係（業務起因性）はない上、動燃には自殺について予見可能性はないし、結果回避義務違背もない。

2. 相当因果関係（業務起因性）、予見可能性について

(1) 虚偽の発言の強制

- ① 原告は、動燃が、総務部次長に対し、調査チームが「2 時ビデオ」テープの本社存在を確認した日は平成 7 年 12 月 25 日であるにもかかわらず、事実を隠蔽し動燃の最高幹部に責任が拡大しないよう平成 8 年 1 月 10 日であるとの虚偽の発表を記者会見で行うよう強制したと主張する。

しかし、記者会見前の打合せで、理事長は総務部次長を含む打合せ出席者全員に、事実のとおり平成 7 年 12 月 25 日であると述べるよう指示していたのであり、動燃がかかる強制をした事実はない。

- ③ 原告は、第 1 回記者会見での記者からの質問事項 13 項目に対する回答文案 4 点中の 1 点に、他の 3 点にある「12/25」との文字のほかに「1/10 頃」と

の薄い文字の書き込みがあることを挙げるが、その書き込み理由・経緯が全く不明であることに加え、そもそも、その書き込みのある回答文案は打合せの際に配布されていない。

- ④ 虚偽発言を強制したとする原告の主張を裏付ける証拠はなく、原告の主張は具体的根拠を欠く憶測・想像であり、失当である。

(2) 自殺を予見し得る兆候の不存在

- ① 総務部次長は、平成 7 年 12 月 21 日に調査を命じられ、自殺前日までの 16 日間（12/21～12/28・1/5～1/12）調査業務を行った（12/29～1/3 は年末年始期間、1/4 は年始あいさつ）。
- ② 原告は、早朝から深夜までの過酷な勤務を強いられ睡眠時間もほとんど取れない状況であった、年明けに帰宅したのは 1/8・1/12 の 2 日間だけであったと主張する。

しかし、午後 8 時～午後 12 時ころまでには退社していたのである。また、泊まって業務をした 12/24・12/25・1/7・1/10 の 4 日間であっても徹夜した事実はないし、適宜仮眠をとっていたのである。

- ③ 自殺に至るまでの間、うつ症状を呈していたという事実はない。また、関係者の証言等によれば、総務部次長となった平成 7 年 10 月から調査開始までの間に方面問題に係る業務に従事していたときはもとより、調査開始から 1 月 13 日午前 2 時半くらいに宿泊先のホテルから動燃に電話してきたまでの間、言動は全く通常どおりであり、普段と何ら変わらない様子で業務に従事していたのである。自殺を予見し得る兆候は全くなかったのであり、自殺を予見し得る兆候を示す証拠は全くない。

(3) 自殺の原因

- ① 自殺した原因について、種々の憶測、想像は可能であるとしても、自殺の原因は不明であり、調査業務に起因して自殺に至ったことを認め得るに足りる証拠はない。
- ② なお、原告は、自殺の原因は思い当たらないとしつつ、動燃によって殺されたと証言等するが、何ら具体的に根拠なく述べるにとどまることは、(a)殺人被疑事件の告訴をしようとしたものの東京地検は受理しなかったこと、(b)有印私文書変造被疑事件として死体検案書の作成者（東京都監察医）、動燃職員を告

発したものの東京地検は公訴を提起しない処分としたこと、(b)犯罪被害者給付金の支給申請をしたものの東京都公安委員会や国家公安委員会は死亡が殺害行為によるものとは認められないと判断したこと等から明らかである。

3. 結果回避義務違反について

- (1) 原告は、記者会見に同席していた理事等には、総務部次長の「1月10日」発言を訂正すべき義務（安全配慮義務）があった等と主張する。
- (2) 第3回記者会見は、第1回記者会見で回答できなかった事項について回答するといういきさつであったことから、調査を行った総務部次長が出席し、記者会見冒頭で「1月10日」発言をしたのであり、調査チームの者ではない理事等が訂正した場合に記者会見が紛糾したことは容易に想像し得るところであり、記者会見中に訂正をしなかったことはやむを得ないことであり、これを強いることは不可能を強いることになる。
- (3) 調査チームによる「2時ビデオ」テープの本社存在の確認日は、調査チームはもとより報道関係者においても重要なものとは考えられていなかったのであるから、速やかに訂正をしなかったことが違法であるなどいう状況にはなく、ましてや記者会見に同席した理事等に自殺について予見が可能であったなどという状況ではなく、予見できなかったことが過失であるなどといえる事情もない。

なお、「1月10日」発言については、翌1月13日午前の定例記者会見で訂正を行おうとしたものの、会見前に自殺したことから訂正するには至らなかった。

4. 結 語

- (1) 総務部次長は、昭和44年に動燃職員となり、総務部文書課長、東海事業所管理部長を経て、平成7年10月に総務部次長となり、将来を嘱望された有能な職員であった者であり、自殺したことは動燃、サイクル機構、原子力機構にとって大きな損失である。
- (2) しかし、業務と自殺との間には相当因果関係（業務起因性）はなく、また、自殺を予見し得る特別の事情（予見可能性）もなかったのであるから、原告の請求（約1億4,800万円の損害賠償請求）は理由がなく棄却されるべきである。

以上